

# あわらし市立地適正化計画の概要

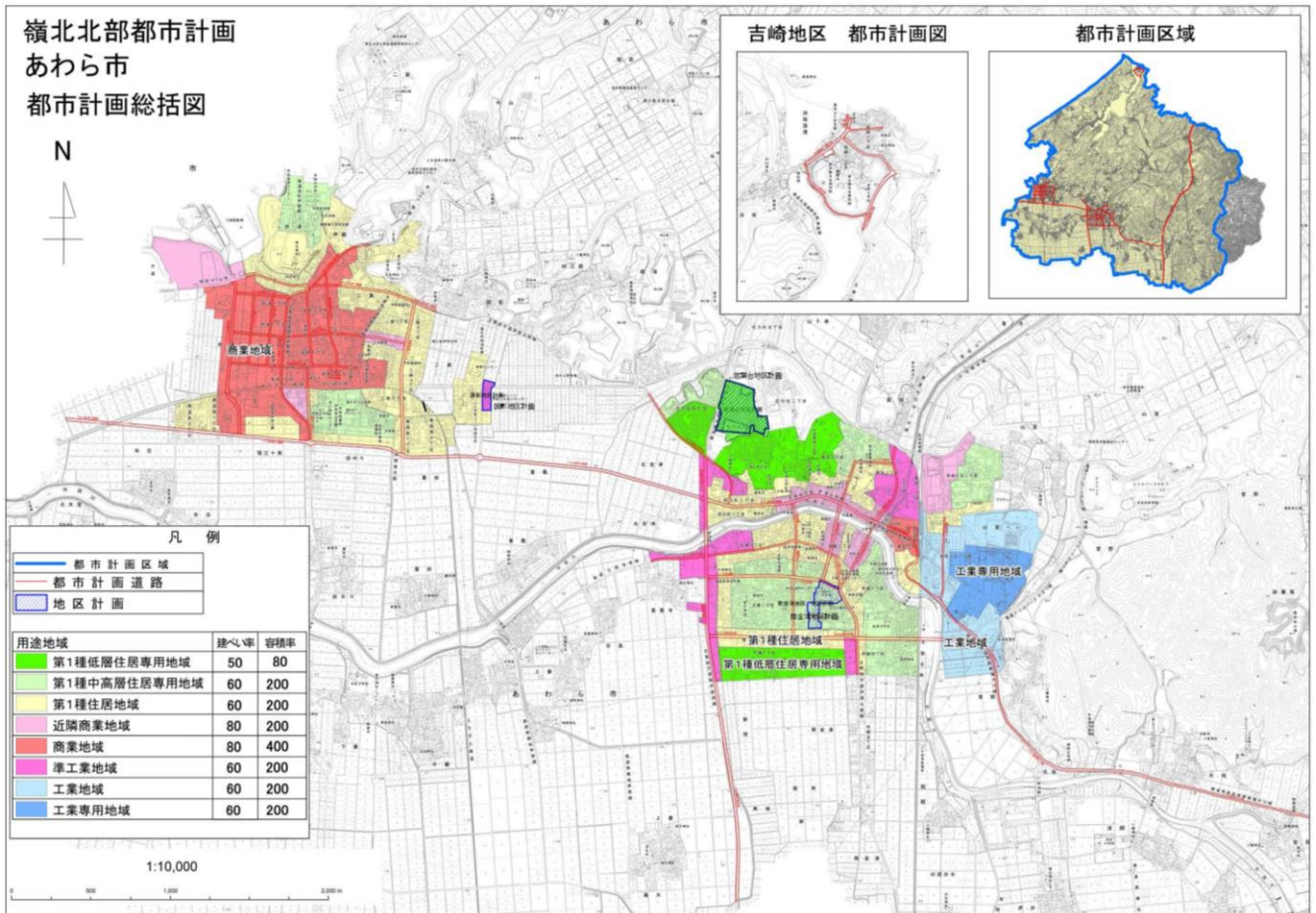
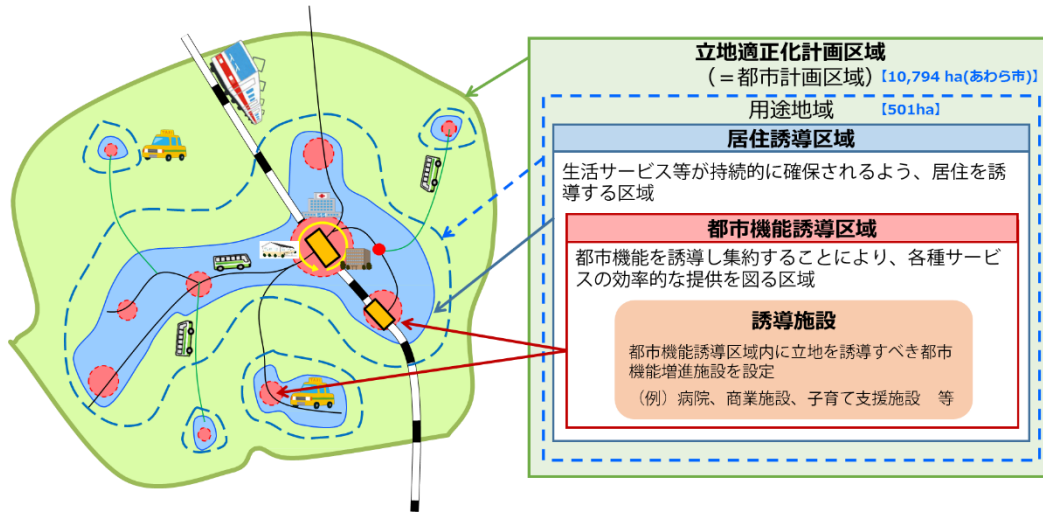
## 1. 立地適正化計画とは

あわらし市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像を基本としつつ、人口減少や少子高齢社会においても持続可能な、「コンパクトなまちづくり」に取り組んでいくための計画。

### 【具体的に】

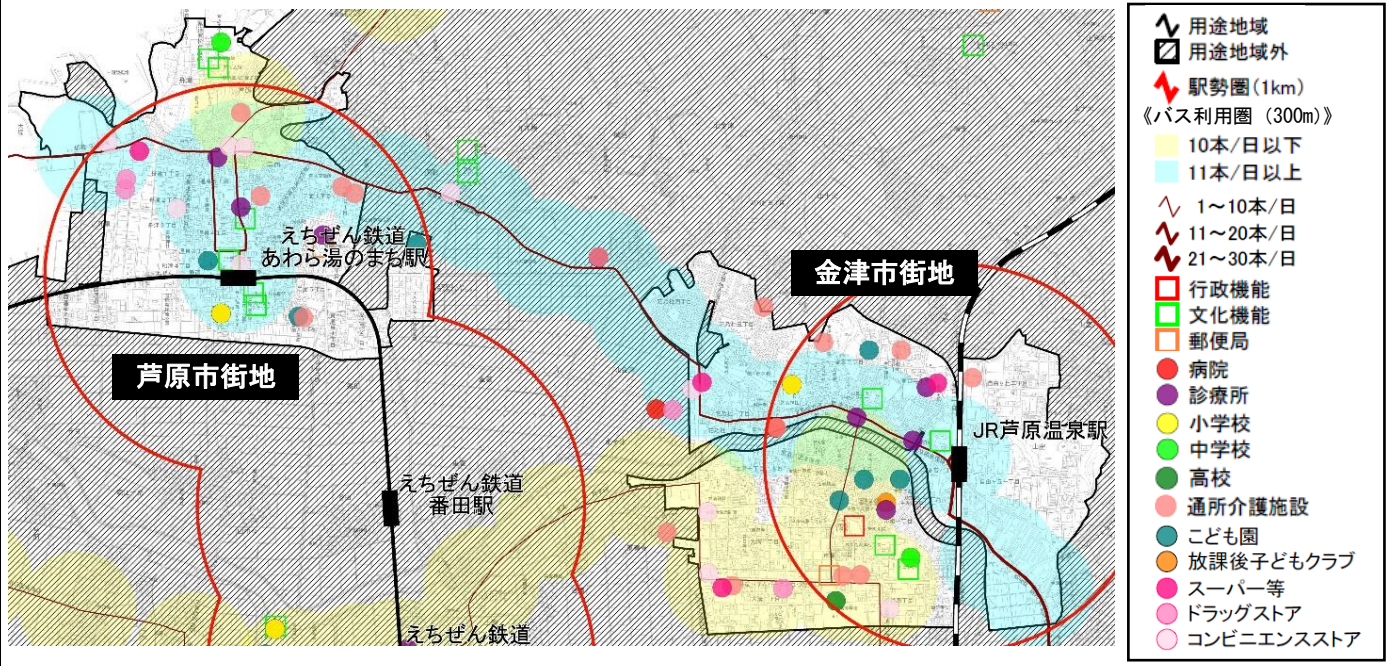
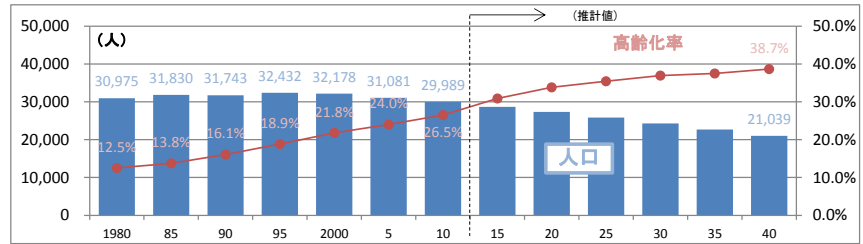
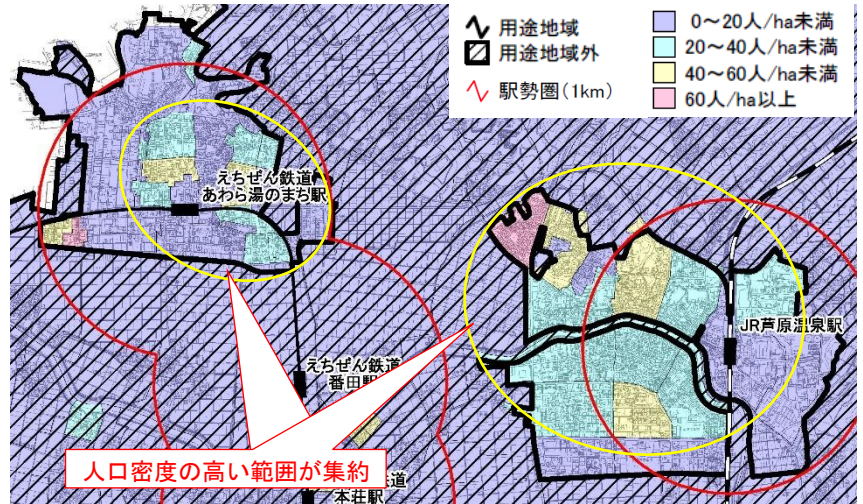
コンパクト化を図る手段として、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画です。

つまり、都市機能のエリアや居住機能のエリアを定めて、それぞれのエリアへ誘導し、将来、歩いて暮らせる持続可能な街づくりが「立地適正化計画」です。



## 2. 現状と課題

- ・市街地は JR 芦原温泉駅、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅周辺に形成。
- ・人口は宅地開発地区や土地区画整理区域に集積。金津市街地の駅東は工業地、芦原市街地の中央部は温泉街。
- ・JR 北陸本線 3 駅、えちぜん鉄道 3 駅が開設。路線バスが 2 つの市街地や周辺の集落を結んで運行。このほか、デマンドバス交通が市民の移動をサポートし、65 歳以上での利用割合が高い。
- ・公共交通の分担率は 2.7% に留まる。自動車利用は 78.3%。(2005 福井都市圏パーソントリップ調査)
- ・生活サービス施設は、両市街地に比較的コンパクトに集積。
- ・2010 年の人口 29,989 人は、2040 年には 21,039 人の見通し。

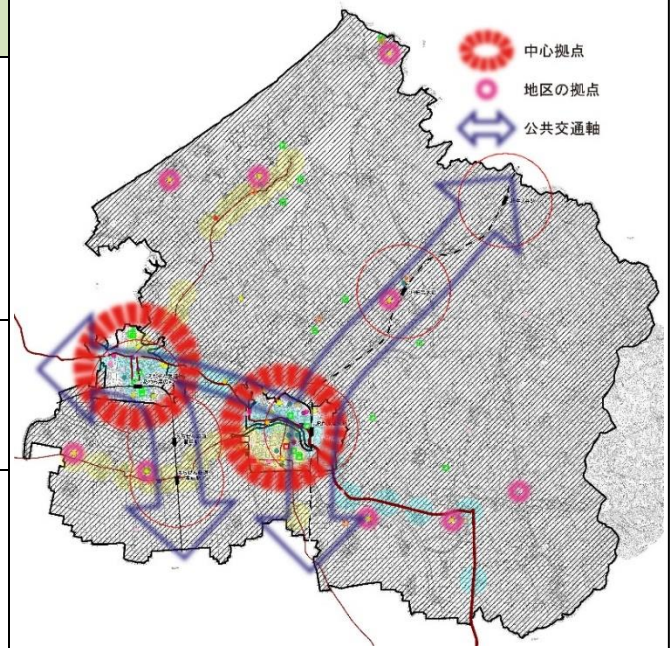


## 3. まちづくり方針

都市の将来像	<p style="text-align: center;"><b>多彩な自然と温泉情緒が誘う 生活感動都市</b> ～ 幸せに暮らし続けられるまちを目指して ～</p>
まちづくりの目標	<p><b>1. 暮らしやすい持続可能なまちづくり</b> 豊かな自然を背景に、居住機能と生活を支える都市サービス機能（公共施設や生活利便施設）が集積する、暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進める。</p> <p><b>2. 活力と魅力を生み出す多様な拠点づくり</b> 2つの拠点でのさらなる魅力創出を図るとともに、周辺の自然環境、歴史・文化等の固有の環境を活かした多様な拠点づくりを進める。また、これらを有機的に結びつける公共交通を基軸としたネットワークづくりを進め、連携による相乗効果を創出していく。</p>

#### 4. 目指すべき骨格構造

		都市機能の誘導方針	居住機能の誘導方針
中心拠点	金津市街地	現在の生活利便性を維持するため、今後立地する日常生活に必要なサービス機能を適正に誘導する。	新しい居住や移住は、公共交通や日常生活に必要なサービス機能の利便性が高いエリアに誘導し、持続的なコミュニティの形成を図る。
	芦原市街地		
公共交通軸	基幹的な公共交通軸	<b>鉄道（JR北陸本線、えちぜん鉄道）</b> ・県都福井市を結ぶ都市軸であり、活動を広げる軸 ・さらなる利便性の向上を目指す	
		<b>路線バス</b> ・2つの中心拠点を結ぶ路線。 ・恒常的な基幹交通手段として、デマンド交通との連携を図りながら、将来的にもネットワークの維持・充実を図る。	



■ 目指すべき骨格構造

#### 5. 居住誘導区域の設定と誘導施策

居住誘導区域設定の考え方		居住誘導区域に居住を誘導する施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規住宅需要や住み替え需要は、従来通り用途地域内への誘導を基本とするが、より快適に住み続けられるよう、公共交通や都市機能の利便性が高いエリアを居住誘導区域として定め、積極的な誘導を図る。</li> <li>用途地域から居住に適さないエリア（①災害リスクが高いエリア（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）、②工業専用地域、工業地域、③準工業地域のうち土地利用状況等からみて居住に適さないエリア）を除外して設定する。</li> </ul>	法に基づく施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合の届出制度の運用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3戸以上の住宅の建築</li> <li>・1戸又は2戸以上の住宅でその規模が1,000㎡以上のもの等</li> </ul> </li> </ul>	
	市独自の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のサービス水準の維持、居住誘導のための情報提供や空き家の有効活用、支援措置等について検討。</li> </ul>	

#### 6. 都市機能誘導区域・誘導施設の設定と誘導施策

都市機能誘導区域設定の考え方		都市機能誘導区域に都市機能の立地を誘導する施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能（高次都市機能、生活サービス機能）は、原則として現存の機能・サービス水準を確保するとともに、高齢化社会に不可欠な医療・福祉系機能をはじめ新しい機能の新築・移転は、各拠点内の都市機能誘導区域に誘導し、高齢者が自立しやすい市街地環境を整えていく。</li> <li>各拠点において①関連計画やプロジェクトとの整合、②拠点中心部へのアクセス性や回遊性、③都市機能の集積状況を勘案して設定する。</li> </ul>	法に基づく施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合の届出制度の運用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合スーパー</li> <li>・病院、診療所</li> <li>・銀行、信用金庫</li> <li>・文化施設等</li> </ul> </li> <li>●都市機能立地支援事業、都市再構築戦略事業、各種特例措置の活用</li> </ul>	
	市独自の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のサービス水準の維持、公有地の有効活用、支援措置等について検討。</li> </ul>	

#### 誘導施設

行政機能	本庁舎等	医療機能	病院、診療所等
介護福祉機能	老人福祉センター等	金融機能	銀行、信用金庫等
商業機能	総合スーパー（店舗面積1,000㎡以上）等	教育機能	—
文化機能	文化ホール、図書館、市民会館、美術館、博物館等	子育て機能	—

## 7. 居住誘導区域と都市機能誘導区域

